

令 和 7 年

第 6 回 庄 原 市 議 會 定 例 會 議 案

參 考 資 料

(12 月)

庄 原 市



令和7年第6回庄原市議会定例会議案 参考資料目次

議案第108号	庄原市手数料条例の一部を改正する条例	1
議案第109号	庄原市高齢者活動施設設置及び管理条例の一部を改正する条例	3
議案第110号	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	5
議案第111号	庄原市営バス設置及び管理条例の一部を改正する条例	9
議案第112号	庄原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	21
議案第119号	備北地区消防組合規約の変更について	25



## 庄原市手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行																																
第1条～第8条 略	第1条～第8条 略																																
別表（第2条関係） 鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律～行政不服審査法 略	別表（第2条関係） 鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律～行政不服審査法 略																																
その他共通関係	その他共通関係																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事務</th> <th>名称</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>7 4</td><td><u>固定資産課税台帳の 写しの交付</u> —</td><td><u>固定資産 課税台帳 写し交付 手数料</u> —</td><td><u>300円</u> —</td></tr> <tr> <td></td><td>以下 略</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		事務	名称	手数料の額		略			7 4	<u>固定資産課税台帳の 写しの交付</u> —	<u>固定資産 課税台帳 写し交付 手数料</u> —	<u>300円</u> —		以下 略			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事務</th> <th>名称</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>7 4</td><td><u>固定資産税課税台帳 の記載事項に関する 証明</u></td><td><u>固定資產 税課税台 帳記載事 項証明手 数料</u></td><td><u>1枚につ き 300円</u></td></tr> <tr> <td></td><td>以下 略</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		事務	名称	手数料の額		略			7 4	<u>固定資産税課税台帳 の記載事項に関する 証明</u>	<u>固定資產 税課税台 帳記載事 項証明手 数料</u>	<u>1枚につ き 300円</u>		以下 略		
	事務	名称	手数料の額																														
	略																																
7 4	<u>固定資産課税台帳の 写しの交付</u> —	<u>固定資産 課税台帳 写し交付 手数料</u> —	<u>300円</u> —																														
	以下 略																																
	事務	名称	手数料の額																														
	略																																
7 4	<u>固定資産税課税台帳 の記載事項に関する 証明</u>	<u>固定資產 税課税台 帳記載事 項証明手 数料</u>	<u>1枚につ き 300円</u>																														
	以下 略																																
付表 略	付表 略																																
附 則																																	
この条例は、令和8年1月5日から施行する。																																	



## 庄原市高齢者活動施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案			現 行																																												
第1条～第15条 略			第1条～第15条 略																																												
別表第1（第2条、第3条関係）			別表第1（第2条、第3条関係）																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th><th>管理</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td></tr> </tbody> </table>			名称	位置	管理	略			_____	_____	_____	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th><th>管理</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>庄原市総領夢語りの家</td><td>庄原市総領町中領家476番地</td><td>第3条 第2項</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	管理	略			庄原市総領夢語りの家	庄原市総領町中領家476番地	第3条 第2項																										
名称	位置	管理																																													
略																																															
_____	_____	_____																																													
名称	位置	管理																																													
略																																															
庄原市総領夢語りの家	庄原市総領町中領家476番地	第3条 第2項																																													
別表第2（第4条、第7条関係）			別表第2（第4条、第7条関係）																																												
庄原市高齢者活動施設の使用料の額			庄原市高齢者活動施設の使用料の額																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分・ 単位</th><th colspan="2">一般使用</th><th colspan="2">営利、宣伝等 での使用</th><th rowspan="2"></th></tr> <tr> <th>施設</th><th>冷暖房</th><th>施設</th><th>冷暖房</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td></tr> </tbody> </table>			区分・ 単位	一般使用		営利、宣伝等 での使用			施設	冷暖房	施設	冷暖房	略						_____	_____	_____	_____	_____	_____	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分・ 単位</th><th colspan="2">一般使用</th><th colspan="2">営利、宣伝等 での使用</th><th rowspan="2"></th></tr> <tr> <th>施設</th><th>冷暖房</th><th>施設</th><th>冷暖房</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>庄原市 総領夢 語りの 家</td><td>無料</td><td>無料</td><td>2,090 円</td><td>310円</td><td>全館・ 1時間 当たり</td></tr> </tbody> </table>	区分・ 単位	一般使用		営利、宣伝等 での使用			施設	冷暖房	施設	冷暖房	略						庄原市 総領夢 語りの 家	無料	無料	2,090 円	310円	全館・ 1時間 当たり
区分・ 単位	一般使用			営利、宣伝等 での使用																																											
	施設	冷暖房	施設	冷暖房																																											
略																																															
_____	_____	_____	_____	_____	_____																																										
区分・ 単位	一般使用		営利、宣伝等 での使用																																												
	施設	冷暖房	施設	冷暖房																																											
略																																															
庄原市 総領夢 語りの 家	無料	無料	2,090 円	310円	全館・ 1時間 当たり																																										
備考 略			備考 略																																												
附 則																																															
この条例は、令和8年4月1日から施行する。																																															



議案第110号参考資料

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案新旧対照表

【第1条による改正】 庄原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第14条 略  (特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。) (2)～(4) 略 2 略	第1条～第14条 略  (特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。) (2)～(4) 略 2 略
第16条～第24条 略  (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもに有害な影響を与える行為をしてはならない。	第16条～第24条 略  (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもに有害な影響を与える行為をしてはならない。
第26条以下 略	第26条以下 略

【第2条による改正】 庄原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案  
新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第11条 略  (虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第1条～第11条 略  (虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

改 正 案	現 行				
第13条～第15条 略  (食事の提供の特例) 第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 略 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第21条第2項において同じ。）等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 略 2 略 (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条 略 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。	第13条～第15条 略  (食事の提供の特例) 第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 略 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第21条第2項において同じ。）等の栄養士_____により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士_____による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 略 2 略 (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条 略 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。				
<table border="1"> <tr> <td>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</td><td>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td></tr> <tr> <td>乳幼児に対する健康診査</td><td>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr> </table>	児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断	乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断	
児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断				
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断				
3～4 略	3～4 略				
第18条以下 略	第18条以下 略				

【第3条による改正】 庄原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する  
条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第11条 略	第1条～第11条 略

改 正 案	現 行
(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者的心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号_____に掲げる行為その他当該利用者的心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
第12条の2以下 略	第12条の2以下 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 庄原市営バス設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案				現 行							
第1条～第12条 略				第1条～第12条 略							
別表第1（第2条関係）運行区間及び停留所											
別表第1（第2条関係）運行区間及び停留所											
バス の名 称	路線名	運行区間及び停留所名			バス の名 称	運行区間及び停留所名					
		始点	経由	終点		始点	経由				
庄原 市営 総領 地域 生活 バス		略			庄原 市営 総領 地域 生活 バス	略					
		—	—	—		黒目・ 亀谷線	ふるさ とセン タ一總 領				
		—	—	—		診療所	診療所、山崎 の里、段畠集 会所、亀谷自 治振興会館、 黒目入口、黒 目耳高、黒目 自治振興会 館、黒田橋、 黒目別迫				
		—	—	—		五領線	山崎の里、五 郎丸集会所、 五領自治振 興会館、北五 箇集会所、松 山、田尻、上 領家集会所、 神石境				
		—	—	—		診療所	ふるさとセ ンター總領、 田總下市、稻 草西自治振 興会館、とも いきの里總 領、木屋自治 振興会館、甲 奴境				
		—	—	—		診療所	診療所				
		—	—	—		敷尾・ 光・上 野・牛 の子 谷・万 田線	敷尾、光集会 所、山崎の 里、五領自治 振興会館、上 野、牛の子 谷、万田				
		—	—	—		庄原・ 総領線	庄原駅				
		庄原・ 総領線	黒目入 口	原谷橋、黒 目、亀谷入 口、永楽橋、 小坂上、小		黒目入 口	原谷橋、黒 目、亀谷入 口、永楽橋、 小坂上、小				
				庄原駅			庄原駅				

改正案					現行				
			坂、亀谷自治振興会館、亀谷本谷、亀谷、天神橋、土居、下領家、総領診療所、田総上市、田総車庫、毘沙門橋、田総下市、三良坂別、馬場、田総の里東、田総の里西、森藤、六谷、片山、インター入口、 <u>桜花の郷ラ・フォーレ庄原</u> 、ビッグ、原手橋、ジョイフル、日赤、市役所前、郵便局				坂、亀谷公民館、亀谷本谷、亀谷、天神橋、土居、下領家、総領診療所、田総上市、田総車庫、毘沙門橋、田総下市、三良坂別、馬場、田総の里東、田総の里西、森藤、六谷、片山、インター入口、 <u>かんぽの郷</u> 、ビッグ、原手橋、ジョイフル、日赤、市役所前、郵便局		
上下・総領線	田総の里西	田総の里東、馬場、三良坂別、田総下市、毘沙門橋、田総車庫、田総上市、総領診療所、下領家、土居、天神橋、亀谷、亀谷本谷、 <u>亀谷自治振興会館</u> 、小坂、小坂上、永楽橋、亀谷入口、黒目、原谷橋、黒目入口、上下駅	府中北病院		上下・総領線	田総の里西	田総の里東、馬場、三良坂別、田総下市、毘沙門橋、田総車庫、田総上市、総領診療所、下領家、土居、天神橋、亀谷、亀谷本谷、 <u>亀谷公民館</u> 、小坂、小坂上、永楽橋、亀谷入口、黒目、原谷橋、黒目入口、上下駅	府中北病院	
		以下 略					以下 略		

別表第2（第5条関係）使用料

- 1 庄原市営比和地域生活バス 略  
 2 庄原市営総領地域生活バス

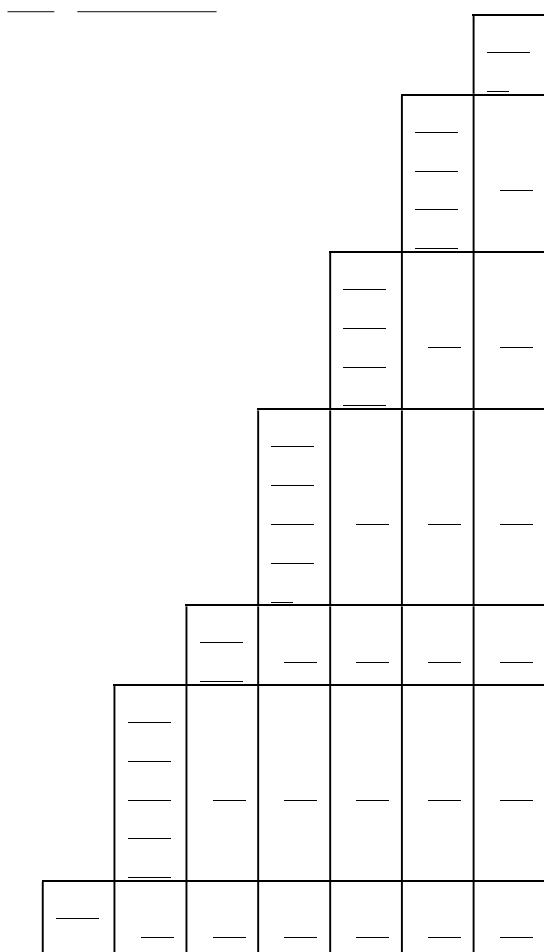
別表第2（第5条関係）使用料

- 1 庄原市営比和地域生活バス 略  
 2 庄原市営総領地域生活バス  
 (1) 黒目・亀谷線

改 正 案				現 行				黒 目 別 追
—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	黒 田 橋
—	—	—	—	—	—	—	—	黒 且 自 治 振 興 会 館
—	—	—	—	—	—	—	—	黒 且 耳 高
—	—	—	—	—	—	—	—	黒 且 入 口
—	—	—	—	—	—	—	—	亀 谷 自 治 振 興 会 館
—	—	—	—	—	—	—	—	段 烟 集 会 所
—	—	—	—	—	—	—	—	山 崎 の 里
—	—	—	—	—	—	—	—	診 療 所
—	—	—	—	—	—	—	—	ふ る さ と セ



改正案							現行						
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—



(3) 稲草・木屋線

甲奴境				
木屋自治振興会館	100			
ともいきの里総領	200	200		
稻草西自治振興会館	200	200	200	
田総下市	100	200	200	200
ふるさとセンター総領	100	100	200	200
診療所	100	100	200	200

(4) 敷尾・光・上野・牛の子谷・万田線

万田			
牛の子谷	200		
上野	200	200	
五領自治振興	200	200	200

### (1) 庄原・総領線

					庄原 駅	
					郵便 局	100
			市役 所前		100	100
	日赤	100	100	100		
ジョ イフ ル	100	100	100	100		
原手 橋	100	200	100	200	200	
ピッ グ	100	100	200	100	100	100
100	200	200	200	200	200	200
100	100	200	100	100	100	100
200	200	200	200	200	200	200
200	200	200	200	200	200	200
200	200	300	300	300	300	300
200	200	300	300	300	300	300
300	300	300	300	300	300	300

現行		会館					
山崎の里		200	200	200	200		
診療所		100	200	200	200	200	
ふるさとセニタ二総領	100	200	200	200	200	200	
光集会所	200	200	200	200	200	310	310
敷尾	200	200	200	200	200	310	310

## (5) 庄原・総領線

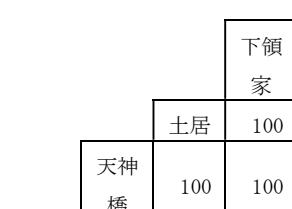
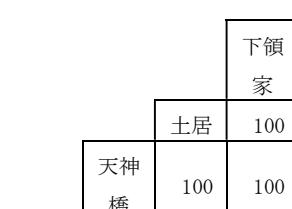
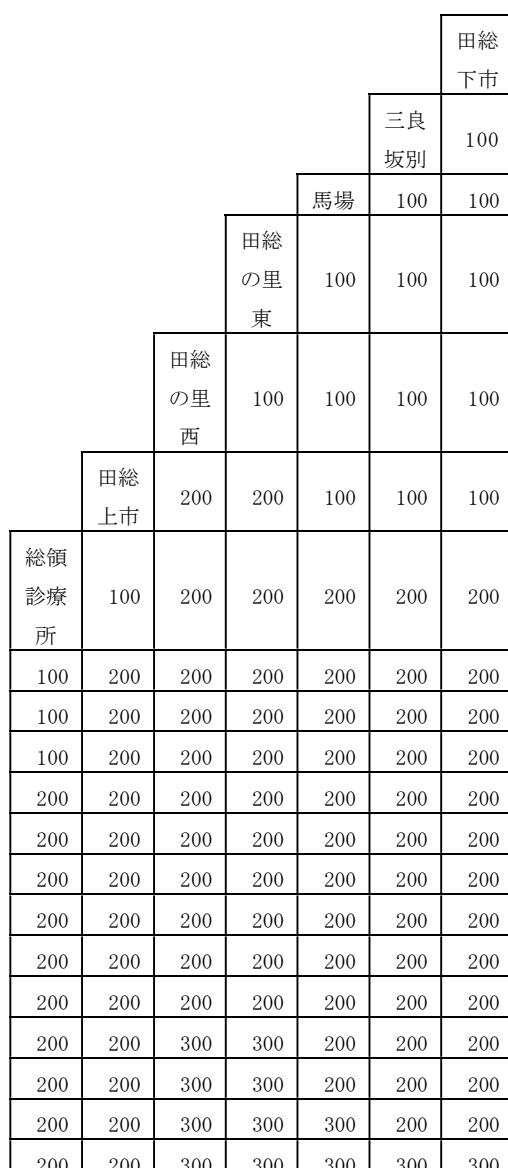
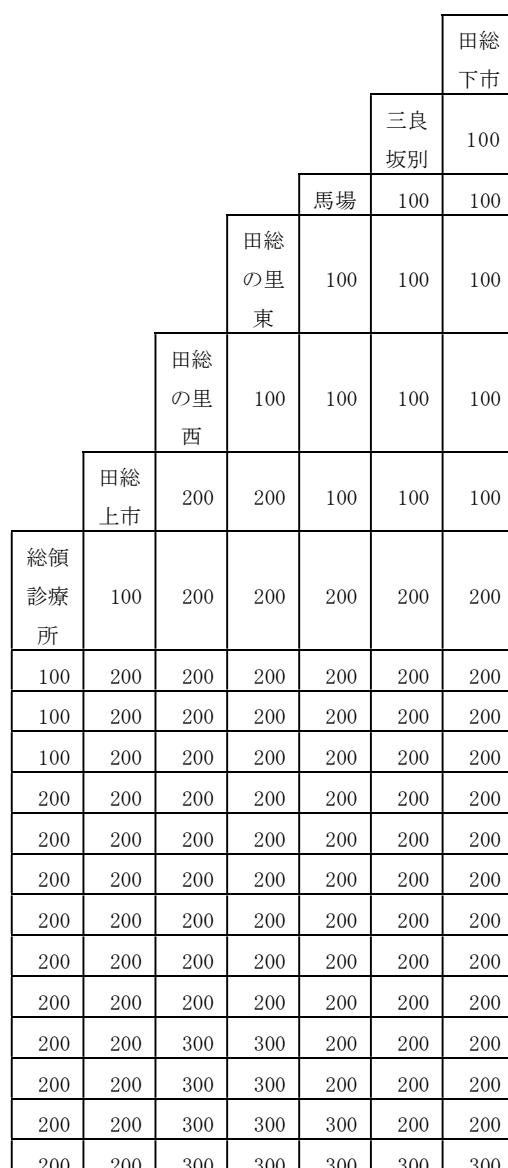
					庄原駅
					郵便局 100
			市役所前 100		100
	日赤	100	100	100	
ジョイフル	100	100	100	100	
原手橋	100	200	100	200	200
ピッグ	100	100	200	100	100
100	200	200	200	200	200
100	100	200	100	100	100
200	200	200	200	200	200
200	200	200	200	200	200
200	200	300	300	300	300
200	200	300	300	300	300
300	300	300	300	300	300

改正案							現行						
300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
200	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
300	300	400	400	300	400	400	400	400	400	400	400	400	400

桜花の郷ラ・フォニーレ庄原						
インター入口			100			
	片山		200	200		
	六谷		100	200	200	
	森藤		200	200	200	300
田総車庫	100	200	200	200	300	
毘沙門橋	100	100	200	200	200	300
100	100	100	200	200	300	300
100	100	100	200	200	300	300
100	100	100	200	200	300	300
100	200	200	200	200	300	300
100	200	200	200	200	300	300
100	100	100	200	200	200	300
200	100	100	200	200	300	300
200	200	200	200	200	300	300
200	200	200	200	200	300	300

かんぽの郷						
インター入口			100			
	片山		200	200		
	六谷		100	200	200	
	森藤		200	200	200	300
田総車庫	100	200	200	200	200	300
毘沙門橋	100	100	200	200	200	300
100	100	100	200	200	300	300
100	100	100	200	200	300	300
100	100	100	200	200	300	300
100	200	200	200	200	300	300
100	200	200	200	200	300	300
100	100	100	200	200	200	300
200	100	100	200	200	300	300
200	200	200	200	200	300	300
200	200	200	200	200	300	300

改正案							現行								
	200	200	200	200	200	300	300		200	200	200	200	200	300	300
	200	200	200	200	200	300	300		200	200	200	200	200	300	300
	200	200	200	200	200	300	300		200	200	200	200	200	300	300
	200	200	200	200	200	300	300		200	200	200	200	200	300	300
	200	200	200	200	200	300	300		200	200	200	200	200	300	300
	200	200	200	200	200	300	300		200	200	200	200	200	300	300
	200	200	200	200	200	300	300		200	200	200	200	200	300	300
	200	200	200	200	200	300	300		200	200	200	200	200	300	300
	200	200	200	200	200	300	300		200	200	200	200	200	300	300
	200	200	200	200	200	300	300		200	200	200	200	200	300	300
	200	200	200	200	200	300	300		200	200	200	200	200	300	300
	300	200	200	300	300	300	400		300	200	200	300	300	300	400



改正案						現行					
	亀谷 本谷	100	100	100		亀谷 本谷	100	100	100		
亀谷 自治 振興 会館	100	100	200	200	200	亀谷 公民 館	100	100	200	200	
小坂	100	100	200	200	200	小坂	100	100	200	200	
100	100	100	200	200	200	100	100	200	200	200	
100	100	200	200	200	200	100	100	200	200	200	
200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	
200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	
200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	
200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	

		小坂 上	
		永楽 橋	100
	亀谷 入口	100	100
	黒目	100	100
原谷 橋	100	100	200
黒目 入口	100	100	200

		小坂 上	
		永楽 橋	100
	亀谷 入口	100	100
	黒目	100	100
原谷 橋	100	100	200
黒目 入口	100	100	200

(2) 上下・総領線

		田総 の里 西	
		田総 の里 東	100
	馬場	100	100
	三良 坂別	100	100
田総 下市	100	100	100
毘沙 門橋	100	100	100
田総 車庫	100	100	100
100	100	100	200
100	200	200	200
200	200	200	200
200	200	200	200

(6) 上下・総領線

		田総 の里 西	
		田総 の里 東	100
	馬場	100	100
	三良 坂別	100	100
田総 下市	100	100	100
毘沙 門橋	100	100	100
田総 車庫	100	100	100
100	100	100	200
100	200	200	200
200	200	200	200
200	200	200	200

			田總 上市			
			總領 診療 所		100	
			下領 家		100	200
	天神 橋	土居	100	100	100	200
			100	100	100	200
龜谷	100	100	100	100	200	200
龜谷 本谷	100	100	200	200	200	200
100	100	200	200	200	200	200
100	200	200	200	200	200	200
100	200	200	200	200	200	200
200	200	200	200	200	200	200
200	200	200	200	200	200	200
200	200	200	200	200	200	200
200	200	200	200	200	200	200
200	200	200	200	200	200	200
300	300	300	300	300	300	300
300	300	300	300	300	300	300

						田總 上市
				總領 診療 所		100
				下領 家	100	200
天神 橋	土居	100	100	100	100	200
		100	100	100	100	200
龜谷	100	100	100	200	200	200
龜谷 本谷	100	100	200	200	200	200
100	100	200	200	200	200	200
100	200	200	200	200	200	200
100	200	200	200	200	200	200
200	200	200	200	200	200	200
200	200	200	200	200	200	200
200	200	200	200	200	200	200
200	200	200	200	200	200	200
200	200	200	200	200	200	200
300	300	300	300	300	300	300
300	300	300	300	300	300	300

		亀谷
		自治
		振興
		会館
	小坂	100
小坂 上	100	100
永楽 橋	100	100

		亀谷
		公民
		館
	小坂	100
小坂 上	100	100
永楽 橋	100	100

改正案							現行						
	亀谷入口	100	100	200	200		亀谷入口	100	100	200	200		
黒目	100	100	100	200	200	黒目	100	100	100	200	200		
原谷橋	100	100	100	200	200	原谷橋	100	100	200	200	200		
100	100	100	200	200	200	100	100	200	200	200	200		
200	200	200	200	200	300	200	200	200	300	300	300		
200	200	200	300	300	300	200	200	300	300	300	300		
	黒目入口						黒目入口						
	上下駅	200					上下駅	200					
府中北病院	100	200				府中北病院	100	200					

3 庄原市営庄原地域生活バス 略

別表第3 略

3 庄原市営庄原地域生活バス 略

別表第3 略

#### 附則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定中「かんぽの郷」を「桜花の郷ラ・フォーレ庄原」に、「亀谷公民館」を「亀谷自治振興会館」に改める規定は、公布の日から施行する。



改 正 案	現 行												
第1条～第3条 略  (個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、 <u>次に掲げる事務</u>  _____とする。 (1) 別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務 (2) 別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務 (3) 市の執行機関が第3項の規定により利用特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う特定個人番号利用事務 (4) 市の執行機関が第4項の規定により同項に規定する住登外者宛名情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第9条第1項に規定する準法定事務  2～3 略  4 市の執行機関は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者(市の住民基本台帳に記録されていない者であって、その者を特定する情報を管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。)を特定する固有の番号を付番し、管理するもの(以下「住登外者宛名番号管理機能」という。)による住登外者の情報の管理に関する情報(以下「住登外者宛名情報」という。)であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。  5 略  第5条～第6条 略	第1条～第3条 略  (個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、 <u>別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が行う特定個人番号利用事務とする。</u>  2～3 略  4 略  第5条～第6条 略												
別表第1 (第4条関係)	別表第1 (第4条関係)												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th><th>事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>11 市長</td><td>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr> </tbody> </table>	機関	事務	略		11 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th><th>事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	機関	事務	略			
機関	事務												
略													
11 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの												
機関	事務												
略													

改 正 案			現 行		
12 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの				
機 関	事 務	特 定 個 人 情 報	機 関	事 務	特 定 個 人 情 報
1 市長	庄原市保育所設置及び管理条例による使用料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1)~(2) 略 <u>(3) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	1 市長	庄原市保育所設置及び管理条例による使用料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1)~(2) 略
2 市長	庄原市乳幼児等医療費支給条例による乳幼児又は児童に係る医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	(1)~(4) 略 <u>(5) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	2 市長	庄原市乳幼児等医療費支給条例による乳幼児又は児童に係る医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	(1)~(4) 略
3 市長	庄原市ひとり親家庭等医療費支給条例によるひとり親家庭の父又は母、児童等に係る医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1)~(4) 略 <u>(5) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	3 市長	庄原市ひとり親家庭等医療費支給条例によるひとり親家庭の父又は母、児童等に係る医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1)~(4) 略
4 市長	庄原市重度心身障害者医療費支給条例による重度心身障害者に係る医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1)~(4) 略 <u>(5) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	4 市長	庄原市重度心身障害者医療費支給条例による重度心身障害者に係る医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1)~(4) 略
5 市長	庄原市営住宅設置及び管理条例による市営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	(1)~(10) 略 <u>(11) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	5 市長	庄原市営住宅設置及び管理条例による市営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	(1)~(10) 略

改 正 案				現 行			
6 市長	庄原市日常生活用具給付事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1)～(3) 略 <u>(4) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>		6 市長	庄原市日常生活用具給付事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1)～(3) 略	
7 市長	予防接種における受診者負担金の減免に関する事務であって規則で定めるもの	(1)～(2) 略 <u>(3) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>		7 市長	予防接種における受診者負担金の減免に関する事務であって規則で定めるもの	(1)～(2) 略	
8 市長	庄原市障害者移動支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	(1)～(3) 略 <u>(4) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>		8 市長	庄原市障害者移動支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	(1)～(3) 略	
9 市長	庄原市障害者日中一時支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1)～(3) 略 <u>(4) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>		9 市長	庄原市障害者日中一時支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1)～(3) 略	
10 教育委員会	庄原市奨学金貸付条例による奨学金の貸付けに関する事務であつて規則で定めるもの	<u>(1) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>					

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの</u>	教育委員会	<u>(1) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
2 教育委員会	庄原市奨学金貸付	市長	(1)～(2) 略 (3) 住登外者

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	庄原市奨学金貸付	市長	(1)～(2) 略

改 正 案					現 行				
		条例による奨学金の貸付けに関する事務であつて規則で定めるもの		<u>宛名情報であつて規則で定めるもの</u>			条例による奨学金の貸付けに関する事務であつて規則で定めるもの		
3 教育委員会	住登外者 宛名番号 管理機能 による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	市長	(1) 住登外者 宛名情報であつて規則で定めるもの						

#### 附 則

この条例は、令和8年1月5日から施行する。

備北地区消防組合規約の一部を改正する規約案新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第3条 略  (組合の事務所の位置) 第4条 組合の事務所は、 <u>三次市十日市町10168番地1</u> に置く。	第1条～第3条 略  (組合の事務所の位置) 第4条 組合の事務所は、 <u>三次市十日市中三丁目1番21号</u> に置く。
第5条以下 略	第5条以下 略
<u>附則</u> <u>この規約は、令和8年3月1日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。</u>	

